

第 6147 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 2月 26日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 出産費用と医療費控除

Q：昨年、妻が出産しました。出産費用のうち医療費控除の対象になるものには、どのようなものがありますか？

A：次のようなものです。

【解説】

医療費控除とは、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合に、一定の金額の所得控除が受けられる制度です。

出産費用が医療費控除の対象になるかどうかの判断は、次のようになっています。

- ①妊娠と診断されてからの定期検診や検査などの費用、また、通院費用は医療費控除の対象になります。(※)領収書のない通院費用などは、家計簿などに記録しておいてください。
- ②出産で入院する際に、電車、バスなどの通常の交通手段によることが困難なため、タクシーを利用した場合、そのタクシー代は医療費控除の対象となります。(注)実家を出産するために実家に帰省する交通費は医療費控除の対象にはなりません。
- ③入院に際し、寝巻きや洗面具など身の回り品を購入した費用は医療費控除の対象になりません。
- ④病院に対して支払う入院中の食事代は、入院費用の一部として支払われるものですので、一般的には医療費控除の対象になります。しかし、他から出前を取ったり外食したりしたものは、控除の対象にはなりません。

なお、健康保険組合等から支給された出産費等は医療費の額から控除します。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

